

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
 条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第 1 条関係）

令和 8 年 9 月定例議会 報第 1 0 号 参考資料

改 正 案	現 行
○香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例 <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第 4 項において準用 する法第21条の 5 の18第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等 （学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴 力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第69号） 第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条に おいて同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合 に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利 用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び 閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。） に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認 をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	○香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例 <u>第14条 削除</u>

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
○香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 目次 第1章 総則（第1条—第20条） 第2章 乳児等通園支援事業 第1節 通則（第21条） 第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条） 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条） 第3章 雑則（第28条） 附則 第1章 総則 （児童対象性暴力等の防止） 第14条 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	○香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 目次 第1章 総則（第1条—第19条） 第2章 乳児等通園支援事業 第1節 通則（第20条） 第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条） 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条） 第3章 雑則（第27条） 附則 第1章 総則

改 正 案	現 行
(衛生管理等) <u>第15条</u> 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 (食事) <u>第16条</u> 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し、運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (乳児等通園支援事業所内部の規程) <u>第17条</u> 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 (2) その提供する乳児等通園支援の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びそ	(衛生管理等) <u>第14条</u> 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 (食事) <u>第15条</u> 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し、運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (乳児等通園支援事業所内部の規程) <u>第16条</u> 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 (2) その提供する乳児等通園支援の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びそ

改 正 案	現 行
の額 (6) 利用定員 (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項 その他の利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項 (乳児等通園支援事業所に備える帳簿) <u>第18条</u> 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 (秘密保持等) <u>第19条</u> 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 (苦情への対応) <u>第20条</u> 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、	の額 (6) 利用定員 (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項 その他の利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項 (乳児等通園支援事業所に備える帳簿) <u>第17条</u> 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 (秘密保持等) <u>第18条</u> 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 (苦情への対応) <u>第19条</u> 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、

改 正 案	現 行
市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 第2章 乳児等通園支援事業 第1節 通則 (乳児等通園支援事業の区分) <u>第21条</u> 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)が当該施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。 第2節 一般型乳児等通園支援事業 (設備の基準) <u>第22条</u> 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。	市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 第2章 乳児等通園支援事業 第1節 通則 (乳児等通園支援事業の区分) <u>第20条</u> 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)が当該施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。 第2節 一般型乳児等通園支援事業 (設備の基準) <u>第21条</u> 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

改 正 案			現 行		
(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。 (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。 (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。 (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。 (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。 (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。 (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物にあっては次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては次に掲げる要件に該当するものであること。 イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。 ロ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。			(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。 (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。 (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。 (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。 (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。 (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。 (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物にあっては次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては次に掲げる要件に該当するものであること。 イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。 ロ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備

改 正 案				現 行			
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段		2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段			避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段		3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段			避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段		4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）			避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）	

改 正 案			現 行		
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段			2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 ニ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下ニにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 （イ） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 （ロ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 ホ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 ヘ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。			ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 ニ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下ニにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 （イ） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 （ロ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 ホ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 ヘ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。		

改 正 案	現 行
チ 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。 (9) 駐車場を設置する場合は、駐車場及びその周辺において、主に利用乳幼児及びその保護者の安全が確保されるよう配慮すること。 (職員) <u>第23条</u> 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（奈良県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下回ることはできない。 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。 (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、認定こども園、幼稚園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。	チ 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。 (9) 駐車場を設置する場合は、駐車場及びその周辺において、主に利用乳幼児及びその保護者の安全が確保されるよう配慮すること。 (職員) <u>第22条</u> 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（奈良県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下回ることはできない。 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。 (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、認定こども園、幼稚園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

改 正 案	現 行
(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。 (乳児等通園支援の内容) <u>第24条</u> 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。 (保護者との連絡) <u>第25条</u> 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業 (設備及び職員の基準) <u>第26条</u> 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 保育所 奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年奈良県条例第39号)(保育所に係るものに限る。) (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 奈良県認	(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。 (乳児等通園支援の内容) <u>第23条</u> 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。 (保護者との連絡) <u>第24条</u> 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業 (設備及び職員の基準) <u>第25条</u> 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 保育所 奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年奈良県条例第39号)(保育所に係るものに限る。) (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 奈良県認

改 正 案	現 行
定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年奈良県条例第22号） （3） 幼保連携型認定こども園 奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年奈良県条例第25号） （4） 家庭的保育事業等を行う事業所 香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。） （準用） <u>第27条</u> <u>第22条第9号</u>、<u>第24条</u>及び<u>第25条</u>の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。 第3章 雑則 （電磁的記録） <u>第28条</u> 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年奈良県条例第22号） （3） 幼保連携型認定こども園 奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年奈良県条例第25号） （4） 家庭的保育事業等を行う事業所 香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。） （準用） <u>第26条</u> <u>第21条第9号</u>、<u>第23条</u>及び<u>第24条</u>の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。 第3章 雑則 （電磁的記録） <u>第27条</u> 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。